

議案第6号

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱（平成26年佐久市教育委員会告示
第9号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月 22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

【改正理由】

これは、市民の主体的な芸術文化活動事業に対する補助金に関して、当該事業にかかる広告宣伝費を補助対象経費に追加するため、所要の改正を行なおうとするものであります。

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱（平成26年佐久市教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「印刷製本費」を「広告宣伝費及び印刷製本費」に改める。
様式第1号及び様式第2号中「㊟」を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表

○佐久市芸術文化活動事業補助金交付要綱（平成26年3月27日教委告示第9号）

新	旧
<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 会場使用料 (2) 舞台設備等の借上料 (3) 演奏者、上演者、講演者等（以下「演奏者等」という。）への謝礼 (4) 演奏者等の交通費及び宿泊費 (5) 広告宣伝費及び印刷製本費 (6) 前各号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の実施に必要と認められたもの 様式第1号及び様式第2号中「㊸」削除</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が主催し、市内において市民を対象として行う芸術文化に関する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 会場使用料 (2) 舞台設備等の借上料 (3) 演奏者、上演者、講演者等（以下「演奏者等」という。）への謝礼 (4) 演奏者等の交通費及び宿泊費 (5) 印刷製本費 (6) 前各号に掲げるもののほか、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業の実施に必要と認められたもの 様式第1号及び様式第2号 略</p>

附 則（令和 年 月 日教育委員会告示第 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

議案第7号

佐久市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する
要綱の制定について

佐久市文化財保護事業補助金交付要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第
20号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

【改正理由】

これは、当該補助金について、一定の周期に基づき見直しを行う機会を設けるため、終期の設定をしようとするものであります。

佐久市文化財保護事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市文化財保護事業補助金交付要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（この要綱の失効）

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表

○佐久市文化財保護事業補助金交付要綱（平成17年4月1日教委告示第20号）

新	旧
<p>附 則 1 及び2 略 <u>（この要綱の失効）</u> 3 <u>この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。</u></p>	<p>附 則 1 及び2 略</p>

附 則 (令和 年 月 日教育委員会告示第 号)
この要綱は、告示の日から施行する。

議案第8号

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱の制定について

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱

【制定理由】

これは、香坂山遺跡の国史跡指定を目指し、範囲確認のための試掘確認調査研究、保存及び活用について必要な事項を検討するため、香坂山遺跡調査指導委員会を設置することについて必要な事項を定めようとするものであります。

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱

(設置)

第1条 香坂山遺跡（以下「遺跡」という。）の国史跡指定に向け、必要な事項を検討するため、香坂山遺跡調査指導委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項について検討を行い、その結果に基づき、佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導及び助言をするものとする。

- (1) 遺跡の範囲確認のための試掘調査及び整理並びに研究方針に関すること。
- (2) 遺跡の保存活用に関すること。
- (3) 遺跡の文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による史跡の指定に係る報告書及び具申書に関すること。
- (4) その他遺跡の調査、研究及び活用に関し、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、考古学、自然科学、保存科学その他の学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、必要により専門部会を設けることができる。

(臨時委員)

第8条 委員会に専門的な事項を調査研究するために、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員の委嘱については、第3条第2項の規定を準用する。

3 臨時委員は、専門的な事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会教育部文化振興課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第9号

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会委員の委嘱について

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会設置要綱第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 4年 3月 22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市香坂山遺跡調査指導委員会委員（案）

任期：令和4年4月1日～令和7年3月31日

氏名	住所	所属等	新任・再任
佐藤 宏之 <small>さとう ひろゆき</small>	東京都文京区	識見を有する者	新任
国武 貞克 <small>くにたけ さだかつ</small>	奈良県奈良市	識見を有する者	新任
臼田 武正 <small>うすだ たけまさ</small>	佐久市桜井	識見を有する者	新任
大竹 幸恵 <small>おおたけ さちえ</small>	上田市	識見を有する者	新任
須藤 隆司 <small>すとう たかし</small>	群馬県高崎市	識見を有する者	新任

議案第10号

佐久市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

佐久市体育協会補助金交付要綱（平成23年佐久市教育委員会告示第6号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 4年 3月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

佐久市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

【議案説明及び改正理由】

これは、特定非営利活動法人佐久市体育協会の名称が令和4年4月1日から特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会へ変更されることに伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市体育協会補助金交付要綱の一部を改正する要綱

佐久市体育協会補助金交付要綱（平成23年佐久市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

佐久市スポーツ協会補助金交付要綱

第1条中「体育」を「スポーツ」に改め、同条中「佐久市体育協会」を「特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市体育協会補助金交付要綱（平成23年3月28日教委告示第6号）

新	旧
<p>佐久市スポーツ協会補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>スポーツ</u>の振興による市民の体力の向上を図るため、<u>スポーツ文化の高揚を目的として活動する特定非営利活動法人佐久市スポーツ協会</u>（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、<u>佐久市補助金等交付規則</u>（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>佐久市体育協会補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、<u>体育</u>の振興による市民の体力の向上を図るため、<u>体育文化の高揚を目的として活動する佐久市体育協会</u>（以下「協会」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、<u>佐久市補助金等交付規則</u>（平成17年佐久市規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則（令和 月 日佐久市教育委員会告示第 号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 11 号

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

佐久市体育施設条例施行規則（平成 17 年佐久市教育委員会規則第 34 号）
の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 22 日
佐久市教育委員会教育長

令和 4 年 3 月 日
佐久市教育委員会

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

【改正理由】

これは、佐久市体育施設条例の一部を改正する条例の改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

佐久市体育施設条例施行規則（平成17年佐久市教育委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

佐久市営グラウンド
県民佐久運動広場運動場
千曲川スポーツ交流広場
鼻顔公園テニスコート
千曲運動広場テニスコート
県民佐久運動広場テニスコート
県民佐久運動広場屋内ゲートボール場
臼田体育センター

」

を

「

佐久市営グラウンド
千曲川スポーツ交流広場
鼻顔公園テニスコート
千曲運動広場テニスコート
臼田ふれあいゲートボール場
臼田体育センター

」

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

新旧対照表

○佐久市体育施設条例施行規則（平成17年4月1日教委規則第34号）

新	旧
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）
略	略
佐久市菅グラウンド	佐久市菅グラウンド
千曲川スポーツ交流広場	県民佐久運動広場運動場
鼻顔公園テニスコート	千曲川スポーツ交流広場
千曲運動広場テニスコート	鼻顔公園テニスコート
白田ふれあいゲートボール場	千曲運動広場テニスコート
白田体育センター	県民佐久運動広場テニスコート
略	県民佐久運動広場屋内ゲートボール場
	白田体育センター
	略

附 則（令和 年 月 日教育委員会規則第 号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

議案第12号

第二次佐久市スポーツ推進計画の策定について

スポーツ基本法（平成23年法律第78条）第10条に基づき、別紙のとおり策定する。

令和 4年 3月22日
佐久市教育委員会教育長

令和 4年 3月 日
佐久市教育委員会

第2回、第3回佐久市スポーツ推進審議会における意見等について

1 令和3年度 第2回佐久市スポーツ推進審議会（公開開催）令和4年1月19日資料（配布）

(1) 第2次佐久市スポーツ推進計画（素案）に係る修正等の意見について
素案の内容や文言の修正等はありませんでした。

(2) 今後のスポーツ施策の参考とさせていただきたく意見について

No.	意見等	対応等
1	【子どものスポーツ推進について】 学校部活動の地域部活動への移行を具体的にどのように進めるのか。	部活動の地域移行に関しては、国において昨年10月に検討会議を立ち上げ議論を進めているところであり、当市でも1月に地域スポーツ団体との意見交換会を行ったところであり ます。 具体的な進め方については、検討段階ではありますが、素案P29の(3)「子どもがスポーツに親しむ環境の充実」で記載のとおり、関係団体などの連携強化を図ってまいります。 具体的な支援としましては現在、体育協会については、運営に対する補助金交付、総合型地域スポーツクラブについては、安定的な運営のため事業委託や使用料の減免、スポーツ少年団については助成金交付や使用料の減免などを実施しております。 今後スポーツ推進審議会や機会を捉えて、必要な支援の把握に努めてまいります。
2	【地域スポーツ団体などの育成や支援について】 地域スポーツ団体への支援は、具体的にどのように進めるのか。	スポーツ参加を促すため、今後、市内スポーツ団体に関する情報などの周知方法を検討してまいります。
3	【地域スポーツ団体などの育成や支援について】 スポーツ少年団・一般のクラブチーム・市主催のスポーツ教室の違いが分かりにくいように感じている。スポーツ課で市民の方が分かりやすいように一覧を作れないか。	指導者の資質向上のため、様々な分野の研修会を開催し、参加の促進を図ってまいります。
4	【競技スポーツの振興や指導者の養成について】 指導者への研修会が重要と感じているので、積極的に開催をしてほしい。	研修会や会議の際に他の団体との意見交換の時間を設けるなどの工夫をしてまいります。
5	【競技スポーツの振興や指導者の養成について】 他の団体がどのように活動や指導をしているのか普段、関わる機会がなく分からないので、意見交換の場などを設けられないか。	国は中学校部活動の地域移行を令和5年度から段階的に行うと示しており、当市でも検討を進めているところであり、特に受け皿のひとつである地域スポーツ団体の役割が重要と認識していることから、円滑な移行に向けた連携を図ってまいります。 なお、部活動の地域移行に関する内容は、素案P29の(3)「子どもがスポーツに親しむ環境の充実」での記載としております。
6	【地域スポーツ団体などの育成や支援について】 休日の部活動（中学校）の段階的な地域移行に向けた受け皿づくりもお願いしたい。	スポーツ振興には身近な施設・場所の充実が重要と認識しております。 しかしながら、体育施設を含む公共施設等の多くは老朽化が進み更新の時期を迎え、更新や維持にかかる費用への対応が課題となっております。 また、人口減少の進行が財政面、利用状況に影響を及ぼすことから、本市では「佐久市公共施設等総合管理計画」「個別施設計画」を策定し、持続可能な行政財政運営を図ることとしております。
7	【計画的な施設整備の推進について】 身近な施設・場所でのスポーツの充実を図るには、現在地域の存在する体育施設は統廃合すべきではない。	これらの計画に基づき、今後の施設の利用状況や近隣施設の状況を踏まえるとともに、関係団体などの意見を伺いながら、計画的な施設整備を推進してまいります。
8	【地域スポーツ団体などの育成や支援について】 中学校区で「総合型地域スポーツクラブ」が設立出来る様、市が主導となり様々な方面に働きかけ促進してほしい。また、クラブとしても積極的に支援をしたい。	地域におけるスポーツ活動の促進には、総合型地域スポーツクラブなどの地域スポーツを支える団体の役割が重要と認識しております。 市といたしましては、当該スポーツクラブの市民認知度の向上のほか、新規クラブの設立促進につながる情報発信などの支援をしてまいります。

No.	意見等	対応等
9	<p>【子どものスポーツ推進について】 素案P22子どものスポーツ推進に関する課題として、教師の長時間勤務、指導経験がない等の課題に対して、スポーツ推進委員等、市民を派遣する等して対応はできないか。 子を持つ親の中には、学校のPTA等の参加は面倒だが、スポーツ等の指導、見守りなどから可能という親もいるはず、放課後の時間等有効活用しながら、子どもの親世代の人材を学校と結びつけることができるのではないか。</p> <p>【働き盛り、子育て世代のスポーツ推進について】 スポーツ実施率が低い現状。 素案P29(1)子どもの運動能力の向上についての施策に関し、保育園、幼稚園においての運動プログラムとある。 スポーツへの関わり、関心が少ない子どもは親も同様である可能性が高い(あくまで私見)。 子どもと親をセットにした取組み、施策は必要。</p> <p>【高齢者のスポーツ推進について】 高齢者は「健康のため」「体力増進・維持のため」とスポーツをするための目的が明確である。適度なスポーツは「健康のため」になるはずであることから、スポーツをするきっかけが必要。 高齢者は病院、整骨院等での受診が多いことから、こういった場所、定期的に顔を出す場所でのスポーツ教室、開催案内はいいかがか。 高齢者のスポーツ推進は、健康寿命を伸ばす観点や増大する医療費の縮減も期待される。</p>	<p>国は都活動の地域移行を令和5年度から段階的に行うと示しており、当市でも検討を進めているところでありませう。 1月に開催した地域スポーツ団体等を集めた意見交換会においても、指導に親が関わることについての意見が出ており、今後、検討を進めてまいります。</p> <p>子どもの頃に体を動かす喜びや楽しさを感じることは、生涯にわたりスポーツに親しむきっかけとなるものと認識しております。 また、子どもと親をセットにした取組みは双方のスポーツ推進にアプローチできるため、今後イベントやスポーツ教室等において参加の機会を設けていきたいと考えております。</p> <p>高齢者のスポーツ推進は、健康寿命の延伸につながるのととも、医療費の縮減に寄与するものと認識しております。 高齢者へのスポーツ参加を促す方法として、高齢者が多く集まる場所などでのスポーツ教室の開催、周知は効果的であるため、今後、取り組んでまいりたいと考えております。</p>
10	<p>【国スポ・全障スポに向けた人材育成等について】 記載のとおり本市にゆかりのある選手が参加活躍できるよう、特に実施予定競技の各年代のアスリートには今のうちから意識づけ等して強化していただきたいと思います。 市の体育協会各加盟団体から、現状と強化指定選手等を報告してもらおう等、積極的に進めて頂きたい。</p>	<p>令和10年開催予定の国スポ・全障スポで本市にゆかりのあるアスリートが活躍することは市民の機運の醸成や、競技スポーツへの参加意識の高場につながるかと認識しております。 このため、体育協会や各種競技団体と連携して積極的なアスリートの発掘、育成、強化を図ってまいります。</p>
11	<p>【国スポ・全障スポに向けた人材育成等について】 記載のとおり本市にゆかりのある選手が参加活躍できるよう、特に実施予定競技の各年代のアスリートには今のうちから意識づけ等して強化していただきたいと思います。 市の体育協会各加盟団体から、現状と強化指定選手等を報告してもらおう等、積極的に進めて頂きたい。</p>	<p>令和10年開催予定の国スポ・全障スポで本市にゆかりのあるアスリートが活躍することは市民の機運の醸成や、競技スポーツへの参加意識の高場につながるかと認識しております。 このため、体育協会や各種競技団体と連携して積極的なアスリートの発掘、育成、強化を図ってまいります。</p>
12	<p>【国スポ・全障スポに向けた人材育成等について】 記載のとおり本市にゆかりのある選手が参加活躍できるよう、特に実施予定競技の各年代のアスリートには今のうちから意識づけ等して強化していただきたいと思います。 市の体育協会各加盟団体から、現状と強化指定選手等を報告してもらおう等、積極的に進めて頂きたい。</p>	<p>令和10年開催予定の国スポ・全障スポで本市にゆかりのあるアスリートが活躍することは市民の機運の醸成や、競技スポーツへの参加意識の高場につながるかと認識しております。 このため、体育協会や各種競技団体と連携して積極的なアスリートの発掘、育成、強化を図ってまいります。</p>

2. 令和5年度 第3回行政スポーツ推進委員会（審議開催 令和4年3月1日 最終配付）

(1) 第二次佐久市スポーツ推進計画（案）に係る修正等の意見について
 計画（案）の内容や文言の修正等はありませんでした。

(2) 今後のスポーツ施策の参考とさせていただきたく意見について

No.	意見等	対応等
13	<p>【全体を通して】 例として、計画初年度の早い時期に、課題ごとに関係者を集めたチームを作り、5年間の具体的な計画、内容について、意見を出し合い、共有しながら進めることが出来ればいいと考える。</p>	<p>毎年度、開催を予定している本審議会にて計画の進捗状況の検証、評価等をしていただくほか、関係団体と連携し、課題解決のため具体的な進捗管理を図ってまいりたいと考えております。</p>